

「待機児童解消に向けた緊急アピール」(案)
～ 新待機児童解消ゼロ作戦への積極的取り組みと
ワーク・ライフ・バランスの早期実現に向けた全私保連緊急アピール ～

少子・高齢化の進行に対し国は「子どもと家族を応援する日本重点戦略」を策定し、待機児童のさらなる解消と働き方の見直しによる仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けた施策を進めています。

私たち民間の認可保育園(以下「民間保育園」と称します)は、国を挙げた少子化対策と次世代育成支援推進のため、都市部を中心とする待機児童解消を初め、多様な保育サービスの提供、地域の子育て支援の先頭に立って積極的に推進しています。また市町村合併や都市部への人口集中等が進む中、少子高齢化が最も深刻な状況となっている過疎地域等においても保育・子育て支援制度の充実に向け、私たち民間保育園は、地域の核として重要な役割を担いながら日々取り組んでいます。

「理念なき市場化」と「秩序なき規制改革」の結果、日本経済は危機的状況に陥り、深刻化する雇用・労働問題を背景に、家庭における子育て不安、虐待や子どもたちの問題行動が広がる中で、子どもの育みは社会の最重要課題となっています。

現在、国において検討が進められている「次世代育成支援のための新たな制度体系の設計」に向けては、すべての子どもが、質の確保された公的保育を必要に応じて利用できるよう、また日本のどの地域でも安心して等しく保育が受けられる大幅な財源確保のため、保育現場の声を活かしたさらなる詳細な検討が進められようとしています。

そのためにも、緊急課題として社会問題化している待機児童問題の早急な解決に向けてできることから、私たち民間保育園が中心になり取り組む必要があります。

将来にわたり、わが国の保育に大きな禍根を残すことにならないように、そして次世代を担う我が国の子どもたちのために、私たち民間保育園は関係内外に向けて以下の緊急アピールを行います。

私たち民間保育園は

子育てルネッサンス運動推進のもと、最低基準の拡充を基本に、待機児童解消のための取り組みを強化し推進します。

都市部では待機児童問題が依然として深刻な状況となっています。一方国においても、来年度に向けて安心子ども基金の設立による保育所施設整備の推進や、定員区分の細分化、分園への定員区分の適用や法改正による家庭的保育事業、一時預かり事業等の位置づけ等を通じた様々な改善や工夫を施策化しつつあります。私たちは、国を挙げた新待機児童ゼロ作戦を十分に活用しながら、解消のための取り組みを強化し推進します。併せて、学校の余裕教室や公用地・建物等の活用促進に向けて、地方自治体に積極的対応を促します。

同時に、子どもの生活の質の向上のために、現在の入所定員の弾力化や、保育室の面積基準等の弾力的運用等「規制の緩和」については、緊急性を要する待機児童解消のための当面の期間に限定する必要があります。すべての子どもの保育の質の向上のため、児童福祉施設最低基準を拡充するため引き続き理論的・科学的な根拠を構築しながら関係方面に向け働きかけを行います。

平成 21 年 3 月 24 日
(社)全国私立保育園連盟

(参考) 下記は(社)全国私立保育園連盟として全国の保育園に向けて呼びかけている提案事項です。

ホーム保育(=家庭的保育)とマイ保育園(=かかりつけ保育園)制度について

【課題意識】(考え方)

待機児童が集中している地域などにおいて、認可保育園の拡大が困難な状況の場合、家庭等のスペースを活用して、ニーズに対し柔軟に対応していく仕組みを構築する。この場合、一定の質を確保するため、認可保育園との連携を図った制度とし、市町村事業とに連携を密にしながら、乳児家庭全戸訪問事業のフォローアップのためにも、保育園が個々の家庭と連絡できるようにし、家庭支援の核となっていく。

【具体的提案】

1) 「ホーム保育」(家庭的保育)

中心になる認可保育園と連携することを基本とし、3歳未満児の保育の受け皿として近隣家庭や、地域の公民館などの空きスペースを開放し、(仮)「ホーム保育」として拡大を図る。

中心保育園には「ホーム保育」をバックアップするため「保育コーディネーター」を配置し、中心園との園児の交流や保育実施に伴う保育者の研修、保育相談等を行う。

認可の要件

- ・対象 3歳未満児 3～6名
- ・保育室 (家庭などの空きスペースを活かして、最低基準に照らして、広さに応じて受け入れ定数の拡大は可能とする。ただし6人まで)
- ・保育体制 保育士または看護師の有資格者 職員定数は年齢別最低基準定数の配置(最低2名)
- ・調理体制 中心保育園からの支援体制をとる。
- ・行事等 中心保育園の行事等可能な活動に参加する。
- ・職員研修、休暇等の体制 中心園から支援体制などにより研修や休暇などを実施する。

*なお資格要件については、将来ファミリーサポートセンター、在宅支援サークル活動などの子育て支援者養成と同様に、独自資格を検討していくことも考えられる。

2) マイ保育園(かかりつけ保育園)

認可保育園が蓄積してきた保育に関する技術と能力を、地域の在宅子育て家庭に生かす。

妊娠から幼児までの子どもを、最寄りの保育園に登録する

登録園の役割

- ・妊娠から誕生、幼児までの育児不安や離乳食などの相談
- ・「保育コーディネーター」を中心に在宅の親子の支援活動(親子ひろば開設、育児講座の開催、親子サークル支援など)

3) 実施主体：市町村

4) 補助対象・補助内容

- ・「ホーム保育」「かかりつけ保育園」を採用する中心保育園に対して保育コーディネーター1名配置
- ・「ホーム保育」の園児には年齢別保育単価/保育料が適用される(要検討)。
- ・スペース料 等

5) 事業の展開、その他

既存の市町村が行っている同種の事業について、整合を図るとともに、本制度に活用していく。

全国私立保育園連盟がルネッサンス運動の一環として主唱し、地方組織や会員園が地域に対して公募し、呼びかける。

例：ポスター貼付 「ホーム保育を開設しませんか」

「赤ちゃんが誕生したら、登録してください『かかりつけ保育園』」